

おくやみハンドブック

鳥栖市

ご遺族の方へ

このたびのご逝去を謹んでおくやみ申し上げます。
身近な人がお亡くなりになった後は、様々なお手続きが発生いたします。
亡くなられた方によって必要な手続きが異なり、中には複雑なものも含まれるため、
ご遺族の方にとっては大きなご負担となってまいります。
そのご負担を少しでも減らし、お手続きがスムーズに済みますよう、
この「おくやみハンドブック」がご遺族の皆様の一助となりましたら幸いです。

2025-2026年度

おくやみ手続案内窓口

お亡くなりになられた後の市役所内の各種お手続きについて、
ご遺族をサポートさせていただく「おくやみ手続案内窓口」を市民課内に開設しています。
「おくやみ手続案内窓口」では職員が対面で、ご遺族からの情報をもとに、
必要となる手続き及び担当課をご案内します。ぜひ、ご利用ください。

〈お問い合わせ先〉 TEL 0942-85-3614 (受付時間 平日 9時～16時)

〈場 所〉 鳥栖市役所1階 市民課内

おくやみ手続案内窓口にお持ちいただくもの

□ 来庁される方の本人確認書類

- ・写真付きのもの
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、
障害者手帳など
- ・写真付きのものがない場合は以下から2点
資格確認書、介護保険証、
年金手帳または基礎年金番号通知書など

□ 預貯金通帳、銀行届出印(※相続人代表、喪主、年金請求者)

- ・亡くなられた方が保険料などを払い過ぎていた場合は、還付金として相続人代表者の口座へお返しします。
- ・上下水道の契約者が亡くなられた場合は、振替口座の変更のため銀行届出印も必要です。
- ・亡くなられた方が、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されていた場合は、葬祭費の支給申請に喪主の方の預金通帳などが必要です。

上記以外にも必要となるものが生じる場合があります。各種お手続きに必要なものは、
「おくやみハンドブック」内の「必要な物」をご確認ください。



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2025年10月発行

発行：鳥栖市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

市役所で行う手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な項目	該当	済	参照ページ	受付窓口(担当課)		
住民登録	3人以上の世帯の世帯主が亡くなった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	市民課		
	印鑑登録手帳・住民基本台帳カードを持っていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
年金	国民年金を納付(免除等含む)したことがあり、年金を受給する前であった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4	保険年金課		
	老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金のみ受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
保険	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5	保険年金課		
	亡くなられた国保加入者と同世帯の世帯主	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	亡くなられた方の社会保険の扶養であった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
介護	65歳以上または介護認定を受けていた(認定申請中を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10	高年齢障害福祉課		
高齢者	緊急通報システムの貸与を受けていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	紙おむつ等の支給を受けていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	寝たきり老人等介護見舞金を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	「食」の自立支援事業を利用していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
障害	福祉電話の貸与を受けていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11	高年齢障害福祉課		
	行方不明高齢者等事前登録をしていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	佐賀県心身障害者扶養共済制度加入者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	重度心身障害者医療費受給資格証を持っていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
子ども	パーキングパーミット利用証を持っていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12	高年齢障害福祉課		
	福祉タクシー利用券を持っていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	児童手当・児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			13・14	こども育成課
	子どもの医療受給資格証を持っていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	ひとり親家庭等医療費助成を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			15	教育総務課
認可保育園・幼稚園在園児の保護者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
就学援助を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
市税	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を持っていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8	税務課		
	固定資産を持っていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	市税を亡くなられた方の口座から口座振替をしていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			9	
	納めていない税金がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
上下水道	水道・下水道の契約者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15	上下水道局管理課		
	水道料金を口座振替で納付していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	井戸水を使用していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	下水道受益者負担金が賦課されていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
森林	森林の土地を相続される方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16	農林課		
農地	農地を相続される方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		16・17	農業委員会事務局	
市営住宅	亡くなられた方が市営住宅に入居していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	17	建設課		
家屋	今までお住いの家が空き家となる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
ゴミ	亡くなられた方の不用品の処分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	環境課		
犬	犬を飼っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
その他	司法書士等への法律相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7・8	市民協働課		
	契約トラブルがあった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

世帯主変更

1階 窓口番号 1

亡くなられた方が3人以上の世帯の世帯主である場合は、世帯主の変更が必要です。

必要な物

※死亡届提出時の連絡先に市民課から、お電話にて確認します。

受付窓口

市民課 TEL(0942)85-3581

期限

世帯主が亡くなられた日から14日以内

備考

※世帯員の中に資格確認書をお持ちの国民健康保険加入者がいる場合、新世帯主に変更した国民健康保険資格確認書が郵送されます。旧世帯主の国民健康保険資格確認書は、返信用封筒に入れて返送をお願いします。

印鑑登録手帳・住民基本台帳カードの返納

1階 窓口番号 1

亡くなられた方が印鑑登録手帳や住民基本台帳カードを所有されていた場合は、返納が必要です。

必要な物

印鑑登録手帳・住民基本台帳カード

届出人

どなたでも

受付窓口

市民課 TEL(0942)85-3581

期限

速やかに

※マイナンバーカード(通知カード)の返納は必要ありません。

手続き及びカード返納の必要はありません。相続などの手続きでマイナンバーの提示を求められる場合がありますので、必要がなくなるまで保管しておいてください。

死亡届について：医師作成の死亡診断書または死体検案書

死亡届右欄の死亡診断書が各種手続き（銀行や生命保険等）で必要になることがありますので、死亡届提出前にコピーを取っておくことをお勧めします。（死亡届提出後はコピーを取ることができません。）死亡届提出後、住民票に記載されるまで数日かかる場合があります。

火葬許可証について

死亡届の手続き終了後に『火葬許可証』を交付します。

火葬の際には、斎場などで『火葬許可証』が必要です。

火葬後返却された『火葬許可証』は、墓地への焼骨の埋蔵・収蔵手続きの際に必要なですので、大切に保管してください。

戸籍謄本について

各種手続きには、亡くなったことが記載された戸籍謄本（抄本）などが必要になる場合があります。相続などの手続きには、相続人確定のため、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合もあります。

本籍地が鳥栖市の方がお亡くなりになった場合、鳥栖市に死亡届を提出されますと、届書の内容に不備がなければ、約1週間程度で請求することができます。

本籍地が鳥栖市以外の方の死亡届を鳥栖市に提出された場合、更に日数がかかりますので、戸籍の取り寄せについては、本籍のある市区町村役場へお問い合わせください。

戸籍謄本などを請求する場合は、請求者の本人確認書類が必要です。

公的機関が発行する 顔写真入りの証明書（1点）

- 運転免許証
- マイナンバーカード
- パスポート
- 在留カード など



顔写真のない証明書（2点以上）

- 資格確認書
- 介護保険証
- 年金証書 など



戸籍の広域交付について

本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書を請求できるようになりました。（平日9時から17時まで）

請求できる人

配偶者、父母・祖父母（直系尊属）、子・孫（直系卑属）など
 ※上記の方が直接窓口で請求してください。
 ※郵送や代理人による請求はできません。

必要な物

窓口に来られた方の顔写真付きの証明書

遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の手続き

1階 窓口番号 2

亡くなられた方とご遺族が次に該当する場合に支給される可能性があります。窓口でご相談ください。

	亡くなられた方について	ご遺族について
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none">・国民年金の被保険者・国内に住所を有し、60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者・老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある	<ul style="list-style-type: none">・生計を同じくしていた亡くなられた方の子のある配偶者・生計を同じくしていた亡くなられた方の子 ※子とは18歳到達年度末までの子、又は20歳未満で障害年金等級1級もしくは2級の障害の状態にある子
寡婦年金	10年以上の保険料納付期間(免除期間を含む)があり、老齢基礎年金、障害基礎年金を受給せずに死亡した場合	亡くなられた方と生計を同じくしていた10年以上婚姻関係にある妻
死亡一時金	3年以上の保険料納付期間があり、老齢基礎年金、障害基礎年金を受給せずに死亡した場合	生計を同じくしていた (1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹 ※(1)~(6)の順に請求できます

必要な物

請求者の状況により異なります。窓口でご相談ください。

届出人

請求者

受付窓口

保険年金課 TEL(0942)85-3583

期限

- ・遺族基礎年金、寡婦年金：亡くなられた日の翌日から5年以内
- ・死亡一時金：亡くなられた日の翌日から2年以内

未支給年金の請求、受給権者死亡届の手続き

1階 窓口番号 2

亡くなられた方が各種基礎年金のみ受給されている場合、ご遺族が未支給年金の請求などの手続きができる場合があります。請求できるのは、亡くなられた方と生計を同じくしていた3親等内の親族です。(優先順位有り)

必要な物

請求者の状況により異なります。窓口でお尋ねください。

届出人

請求者

受付窓口

保険年金課 TEL(0942)85-3583

期限

- ・亡くなられた日の翌日から5年以内

参考

年金のお手続きは、亡くなられた方の年金の加入・受給状況により異なります。亡くなられた方が厚生年金を受給されていた場合は、佐賀年金事務所(TEL0952-31-4191)に、共済年金などを受給されていた場合は各共済組合などへお問い合わせください。

相続に関することは 私どもにお任せください

久留米・鳥栖あんしん相続相談室



このようなお悩みはありませんか？

- 相続が発生したけれど、**何から手をつけたらいいの？**
- 遺産を円滑に分割したい**がどのように分けるのがいいの？
- 相続税の申告は必要？**かかるとしたらいくらくらいかかるの？
- 贈与と相続どっちが得？**
- 特定の者に財産を分けたい**

お悩み解決のために当相談室へ、ぜひお立ち寄りください

たっぷり1時間

無料相談
受付中

ご存知ですか？ 相続税申告には、**10か月の期限**が設けられています。

このように、相続の手続きの中には、期限が設けられているものがあります。初めての事で、どうしたらいいのかさえわからないまま時間だけが過ぎ、期限を迎えてしまう。そんなことのないように、無料相談をご利用ください。相続のことなら、どんなことでもご相談いただけます。

さらに**詳しい遺言・相続に関するハンドブック**を無料進呈中▶



久留米・鳥栖あんしん相続相談室

無料相談・ハンドブックのご請求はこちらから▼ 運営事務所／税理士法人トータルパートナーズ

☎0120-69-3039

つながらない場合は0942-85-9017まで **受付時間** 平日 9:00～17:00

相続専門のホームページも一度ご覧ください！

鳥栖 相続税

検索

ホームページ
二次元コードはこちら！▶



国民健康保険に関する手続き

1階 窓口番号 2

亡くなられた方が国民健康保険に加入している場合、次の手続きが必要です。

また、亡くなられた方の社会保険などの扶養であった方は、国民健康保険加入手続きが必要な場合がありますので、ご相談ください。

手続き及び必要な物

- **資格確認書及び各種認定証の返納** 届出人 ご親族など
 - 亡くなられた方の資格確認書
 - 亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証など)
- **葬祭費の支給申請** 届出人 葬祭を行った方など
 - 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(会葬礼状、葬祭の領収書など)
 - 通帳など(振込口座がわかるもの ※原則喪主のもの)
- **相続人代表申立** 届出人 相続人など
 - 通帳など(振込口座がわかるもの ※原則相続人代表のもの)
- **高額療養費等の振込口座の変更** 届出人 相続人など
 - 通帳など(振込口座がわかるもの)
- **世帯主が亡くなられた場合の手続き** 届出人 世帯主、同一世帯員など
 - 同一世帯員の資格確認書及び各種認定証の変更
 - 同一世帯員全員の資格確認書及び各種認定証

受付窓口

保険年金課 TEL(0942)85-3582

期限

・葬祭費:葬祭を行った日の翌日から2年以内

後期高齢者医療保険に関する手続き

1階 窓口番号 2

亡くなられた方が後期高齢者医療保険に加入している場合、次の手続きが必要です。

必要な物

- **資格確認書の返納** 届出人 ご親族など
 - 亡くなられた方の資格確認書
- **葬祭費の支給申請** 届出人 葬祭を行った方など
 - 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(会葬礼状、葬祭の領収書など)
 - 通帳など(振込口座がわかるもの ※原則喪主のもの)
- **相続人代表申立** 届出人 相続人など
 - 通帳など(振込口座がわかるもの ※原則相続人代表のもの)

受付窓口

保険年金課 TEL(0942)85-3582

期限

・葬祭費:葬祭を行った日の翌日から2年以内

亡くなられた方の不用品の処分

1階 窓口番号 3

亡くなられた方の不用品は、次の方法で処分することができます。

・臨時収集(2tトラック1台)の依頼

※収集業者への事前予約が必要です。

・リサイクルプラザへの直接搬入

住所 三養基郡みやき町大字簗原4432 TEL(0942)94-9313

搬入できないもの 生ごみ、家電4品目、その他処理できないもの

※持ち込みされる方が、亡くなられた方と2親等以内のご親族ではない場合は、市の確認が必要となりますので、環境課へお尋ねください。

※各料金や収集事業者などの詳細は、環境課へお尋ねください。

必要な物

●2親等以内の親族が直接持ち込みする場合

持ち込まれる方の運転免許証

亡くなられた方名義の公共料金の領収書等
(ごみが発生した場所が確認できるもの)

届出人

ご親族

受付窓口

環境課

TEL(0942)85-3561

家電リサイクル製品

対象品目 テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

(1) 購入した家電小売店が分かる場合

製品を購入した家電小売店に引き取りを依頼する。

※リサイクル料金、収集運搬料が必要

(2) 遺族の方が指定引取り場所へ直接持ち込む場合

郵便局でリサイクル料金を支払った後、下記の指定引取り場所へ持ち込んでください。

家電リサイクル料金は、種類、メーカー、大きさによって異なりますので、支払い前に確認してください。

※家電リサイクル料金一覧(一般財団法人家電製品協会HP) →

◀指定引き取り場所▶

九州メタル産業(株)鳥栖営業所リサイクルセンター

住所:鳥栖市永吉町573番地1 TEL(0942)87-1011



(3) 収集運搬業者に引き取りを依頼する場合

下記の収集運搬業者へ引き取りを依頼することができます。

※リサイクル料金、収集運搬料が必要

(有)鳥栖環境開発総合センター

住所:鳥栖市轟木町929番地2 TEL(0942)83-4364

亡くなられた方が犬を飼っていた

1階 窓口番号 3

亡くなられた方が犬を飼っていた場合は、所有者の変更が必要です。

※鳥栖市外の方に所有者を変更する場合は、変更後の所有者がお住まいの市区町村窓口での手続きとなります。

必要な物

鑑札・注射済証 ※紛失されている場合はご相談ください

届出人

どなたでも

受付窓口

環境課 TEL(0942)85-3561

期限

速やかに

市民相談室への相談(無料の法律相談)

1階 窓口番号 4

亡くなられた方の負債や相続などで困った場合は、無料の法律相談が受けられます。

※相続手続きに関してはP19～参照

必要な物

相談の内容が分かるもの

相談できる人

市内在住の方ならどなたでも

受付窓口

市民協働課 TEL(0942)85-3576(予約制)

条件

司法書士・弁護士の法律相談は原則年に2回まで(別案件に限る)
※要予約

相談時間

・法律相談(弁護士)
毎週木曜日13:00～15:00
・法律相談(司法書士)
毎月第2・第4水曜日13:00～15:00
(2月のみ第1・第3水曜日)



消費生活センターへの相談

1階 窓口番号 4

亡くなられた方の契約トラブルなどで困った場合は、消費生活センターへご相談ください。

必要な物

相談の内容が分かるもの(契約書や請求書など)

相談できる人

市内在住の方ならどなたでも

受付窓口

市民協働課内消費生活センター TEL(0942)85-3800

相談時間

9:00～16:00(土日祝日・年末年始休み)

名義変更または廃車の手続き

1階 窓口番号 6

亡くなられた方が所有する鳥栖市ナンバーの原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(トラクターなどの農用車両など)がある場合、名義変更又は廃車の手続きが必要です。

※軽三輪・軽四輪(660cc以下)、普通車・大型車・小型二輪(250cc超)や軽二輪(125cc超250cc以下)をお持ちの方は、それぞれ手続き先が異なりますので、詳しくは「市役所以外で行う主な手続き一覧」(P18参照)をご覧ください。

必要な物

●名義変更の手続き

標識交付証明書

※相続人以外が新所有者になる場合は、相続人が作成した譲渡証明書が必要です。

●廃車の手続き

ナンバープレート、標識交付証明書

届出人

相続人又は新所有者

受付窓口

税務課 TEL(0942)85-3588

期限

速やかに

固定資産の現所有者申告書の提出

1階 窓口番号 6

亡くなられた方の持ち家や敷地などの固定資産がある場合は、現所有者申告の手続きが必要です。

※相続の手続きについては・相続登記→P19へ・相続税→P21へ

必要な物

同一世帯以外の相続人の方が手続きされる場合は、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本など)

届出人

相続人

受付窓口

税務課 TEL(0942)85-3589

期限

速やかに

市税の口座振替の変更・廃止

1階 窓口番号 6

亡くなられた方の口座から市税を振り替えしている場合は、口座登録の変更又は廃止が必要です。

振替口座を変更する場合、金融機関での手続きが必要で、手続きが完了するまで少なくとも1か月かかります。

市税:

市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

届出人

相続人、親族など

受付窓口

税務課 TEL(0942)85-3587

期限

速やかに

納めていない税金の手続

1階 窓口番号 6

相続人の方には、亡くなられた方の税金を納めていただく義務があります。

納税通知書に同封している納付書にて納付をお願いします。

課税状況、納付状況が分からない場合や納付書が見当たらない場合は、窓口にお問い合わせください。

納付期限経過により督促や延滞金が発生することがありますので、早めにご確認ください。

※市税は、賦課期日(市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税は1月1日、軽自動車税(種別割)は4月1日)現在の状況に対して課税されます。

年度途中に変更があったとしても、当該年度は納税義務が発生しますのでご注意ください。

受付窓口

税務課 TEL(0942)85-3587

介護保険証の返納

1階 窓口番号 7

亡くなられた方が介護保険証を取得していた場合は、介護保険証の返納が必要です。また、介護保険料の還付がある場合がありますので、手続きをお願いします。

必要な物

介護保険証、相続人の預金通帳

届出人

ご家族

受付窓口

高齢障害福祉課 TEL(0942)85-3554

期限

速やかに

緊急通報システムの撤去

1階 窓口番号 7

亡くなられた方が緊急通報システムを設置していた場合は、撤去の手続きが必要です。システムの設置業者又は高齢障害福祉課にご連絡ください。

届出人

親族

受付窓口

高齢障害福祉課 TEL(0942)85-3554

期限

速やかに

紙おむつ等の支給停止

1階 窓口番号 7

亡くなられた方が紙おむつ等の支給を受けていた場合は、支給停止となりますので、高齢障害福祉課にご連絡ください。

届出人

親族

受付窓口

高齢障害福祉課 TEL(0942)85-3554

期限

速やかに

寝たきり老人等介護見舞金の支給停止

1階 窓口番号 7

亡くなられた方が介護見舞金の対象者であった場合は、住宅寝たきり老人等介護見舞金現況届及び変更届の提出が必要です。

届出人

親族

受付窓口

高齢障害福祉課 TEL(0942)85-3554

期限

速やかに

「食」の自立支援事業の利用停止

1階 窓口番号 7

亡くなられた方が「食」の自立支援事業の配食を利用していた場合は、配食の停止手続きが必要です。利用中の配食事業者又は高齢障害福祉課にご連絡ください。

届出人

どなたでも

受付窓口

高齢障害福祉課

TEL(0942)85-3554

期限

速やかに

福祉電話の貸与停止

1階 窓口番号 7

亡くなられた方が福祉電話の貸与を受けていた場合は、電話の停止手続きをしますので、高齢障害福祉課にご連絡ください。
※電話機の貸与を受けていた場合はその旨もお伝えください。後日、返却用の封筒がNTT西日本から送付されます。

届出人

どなたでも

受付窓口

高齢障害福祉課

TEL(0942)85-3554

期限

速やかに

行方不明高齢者等事前登録の解除

1階 窓口番号 7

鳥栖市行方不明高齢者等事前登録をされていた場合は、手続きをお願いします。また、鳥栖市高齢者見守りシールの交付を受けていた場合は破棄されるか、返却をお願いします。

届出人

親族

受付窓口

高齢障害福祉課

TEL(0942)85-3554

期限

速やかに

死亡・重度障害届書の提出

1階 窓口番号 7

亡くなられた方が佐賀県心身障害者扶養共済制度加入者であった場合は、届出が必要です。

必要な物

加入者の状況により異なります。窓口でご相談ください。

届出人

親族

受付窓口

高齢障害福祉課

TEL(0942)85-3642

期限

速やかに

障害者手帳の返納

1階 窓口番号 7

亡くなられた方が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持していた場合は、返納が必要です。

必要な物

身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳

届出人

親族

受付窓口

高齢障害福祉課

TEL(0942)85-3642

期限

速やかに

資格喪失届の提出

1階 窓口番号 7

亡くなられた方が特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当を受給していた場合は、資格喪失届の提出と振込口座の変更が必要です。

必要な物

通帳

届出人

親族

受付窓口

高齢障害福祉課 TEL(0942)85-3642

期限

速やかに

重度心身障害者医療費助成金振込口座の変更

1階 窓口番号 7

亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合は、振込口座の変更が必要です。

必要な物

通帳

届出人

親族

受付窓口

高齢障害福祉課 TEL(0942)85-3642

期限

速やかに

パーキングパーミット利用証の返納

1階 窓口番号 7

亡くなられた方がパーキングパーミット利用証を所持していた場合は、パーキングパーミット利用証の返納が必要です。

必要な物

パーキングパーミット利用証

届出人

どなたでも

受付窓口

高齢障害福祉課 TEL(0942)85-3642

期限

速やかに

福祉タクシー利用券の返納

1階 窓口番号 7

亡くなられた方が福祉タクシー利用券を所持していた場合は、福祉タクシー利用券の返納が必要です。

必要な物

福祉タクシー利用券

届出人

どなたでも

受付窓口

高齢障害福祉課 TEL(0942)85-3642

期限

速やかに

児童手当の支給対象児童

1階 窓口番号 9

児童手当の支給対象となっていた児童の方が亡くなられた場合は、受給事由消滅又は減額改定の手続きが必要です。
※個別の状況に応じてご案内します。

必要な物

受給者の本人確認書類

届出人

児童手当の受給者

受付窓口

こども育成課 TEL(0942)85-3552

期限

亡くなられた日の翌日から15日以内

児童扶養手当の支給対象児童

1階 窓口番号 9

児童扶養手当の支給対象となっていた児童の方が亡くなられた場合は、資格喪失又は減額改定の手続きが必要です。

必要な物

資格喪失の場合は児童扶養手当証書、受給者の本人確認書類

届出人

児童扶養手当の受給者

受付窓口

こども育成課 TEL(0942)85-3552

期限

速やかに

子どもの医療費助成の対象児童

1階 窓口番号 9

子どもの医療費助成の対象となっていた児童の方が亡くなられた場合は、亡くなられた児童の受給資格証の返納が必要です。

必要な物

亡くなられた児童の受給資格証

届出人

児童の父又は母

受付窓口

こども育成課 TEL(0942)85-3552

期限

速やかに

ひとり親家庭等医療費助成の対象児童

1階 窓口番号 9

ひとり親家庭等医療費助成の対象となっていた児童の方が亡くなられた場合は、受給資格変更の手続きが必要です。

必要な物

受給資格証

届出人

受給者

受付窓口

こども育成課 TEL(0942)85-3552

期限

速やかに

児童手当の受給者

1階 窓口番号 9

児童手当を受給している方が亡くなられた場合は、受給事由消滅などの手続きが必要です。

※個別の状況に応じてご案内します。

必要な物

本人確認書類他

届出人

新たに児童を監護する方

受付窓口

こども育成課 TEL(0942)85-3552

期限

亡くなられた日の翌日から15日以内

児童扶養手当の受給者

1階 窓口番号 9

児童扶養手当を受給している方が亡くなられた場合は、未支払児童扶養手当請求書などの提出が必要です。

※個別の状況に応じてご案内します。

必要な物

本人確認書類等

届出人

対象児童など

受付窓口

こども育成課 TEL(0942)85-3552

期限

速やかに

子どもの医療費助成の対象児童の保護者

1階 窓口番号 9

子どもの医療費助成の対象となっている児童の保護者の方が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

必要な物・届出人 個別の状況に応じてご案内します。

受付窓口

こども育成課 TEL(0942)85-3552

期限

速やかに

ひとり親家庭等医療費助成の対象児童の保護者

1階 窓口番号 9

ひとり親家庭等医療費助成の対象となっている児童の保護者の方が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

必要な物・届出人 個別の状況に応じてご案内します。

受付窓口

こども育成課 TEL(0942)85-3552

期限

速やかに

認可保育園・幼稚園在園児の保護者

1階 窓口番号 9

認可保育園・幼稚園在園児の保護者の方が亡くなられた場合は、保護者の変更の連絡をお願いします。
※在園中の園にご連絡いただいた場合は、こども育成課への連絡は必要ありません。

必要な物・届出人 個別の状況に応じてご案内します。

受付窓口

在園中の認可保育園・幼稚園
又は、**こども育成課** TEL(0942)85-3552

期限

速やかに

上下水道の使用者異動届の提出

2階 窓口番号 2

契約者が亡くなられた後も、引き続き上下水道を使用する場合は、使用者異動届の手続きが必要です。

届出人

どなたでも

受付窓口

上下水道局 管理課 TEL(0942)85-3538

期限

速やかに

上下水道契約の解約

2階 窓口番号 2

契約者が亡くなられたことにより、上下水道契約を解約する場合は、使用中止届の手続きが必要です。

届出人

どなたでも

受付窓口

上下水道局 管理課 TEL(0942)85-3538

期限

速やかに

上下水道の振替口座の変更

2階 窓口番号 2

契約者が亡くなられたことにより、振替口座の変更が必要な場合は、口座振替依頼書の提出が必要です。

必要な物

通帳、銀行届出印

届出人

どなたでも

受付窓口

上下水道局 管理課 TEL(0942)85-3538

期限

速やかに

井戸水の使用人数の変更

2階 窓口番号 2

井戸水を使用されており、同居の方が亡くなられた場合は、使用人数の変更手続きが必要です。

必要な物

使用者異動届(使用人数)の提出

届出人

どなたでも

受付窓口

上下水道局 管理課

TEL(0942)85-3538

期限

速やかに

下水道受益者負担金に関する手続き

2階 窓口番号 2

亡くなられた方が公共下水道事業受益者負担金を納付中又は猶予中の場合は、受益者の変更手続きが必要です。

振替口座の変更や納付管理人の登録手続きが必要な場合もあります。

必要な物

【振替口座の変更を希望の場合のみ】

通帳、銀行届出印 納付管理人届(送付先)の提出

届出人

どなたでも

受付窓口

上下水道局 管理課

TEL(0942)85-3538

期限

速やかに

森林の土地を相続される方

2階 窓口番号 5

亡くなられた方が森林を所有していた場合は、所有者の変更手続きが必要です。土地の登記完了後に森林の土地の所有者届出書の提出をお願いします。

県が定める地域森林計画に該当した森林が届出対象であるため、農林課に所有森林の届出が必要な森林か事前に確認をお願いします。(●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出)

必要な物

土地の登記完了証又は土地の全部事項証明書

届出人

どなたでも

受付窓口

農林課

TEL(0942)85-3563

期限

土地の所有者となった日から90日以内

農地基本台帳の経営者変更届

2階 窓口番号 6

亡くなられた方が農地を所有している場合は、農地基本台帳の経営者の変更手続きが必要です。

(●農地基本台帳の経営者変更届)

届出人

新しく経営者となる方

受付窓口

農業委員会事務局

TEL(0942)85-3570

期限

速やかに

農地法第3条の3の規定による届出

2階 窓口番号 6

亡くなられた方が農地を所有していた場合は、農地の相続登記の完了後に届出が必要です。

(●農地法第3条の3の規定による届出)

必要な物

登記が完了したことが分かる書類(住所、氏名、所在の地番及び権利を取得した日)を準備ください。

届出人

どなたでも

受付窓口

農業委員会事務局 TEL(0942)85-3570

期限

速やかに

市営住宅の異動届など

2階 窓口番号 12

市営住宅にお住まいの方が亡くなり、同居人の変更などがある場合は、同居者の異動や入居承継の手続きが必要です。

必要な物・届出人

世帯の状況によりご案内します。

受付窓口

建設課 TEL(0942)85-3600

期限

速やかに

空き家についてのご相談

2階 窓口番号 12

住宅の所有者が亡くなられ、今後、空き家となる可能性がある場合は、今後の管理や利活用(空き家バンクのご案内など)についてご相談ください。

届出人

どなたでも

受付窓口

建設課 TEL(0942)85-3600

就学援助に関する手続き

3階 窓口番号 4

就学援助の対象となっている児童生徒の保護者の方が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

必要な物

申請者の印鑑、申請者の通帳 等(振込口座がわかるもの)

届出人

児童生徒の保護者

受付窓口

教育総務課 TEL(0942)85-3691

期限

速やかに

市役所以外で行う主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

手続きが必要な項目	該当	済	主な手続き	問合せ先
厚生年金に加入・受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未支給年金請求、遺族年金請求など	佐賀年金事務所(佐賀市八丁畷町1-32) Tel.:0952-31-4191 街角の年金相談センター 鳥栖オフィス(要予約) (窓口相談・手続きのみ、電話相談不可) Tel.:0570-05-4890(予約電話)
<p>年金の手続きは、亡くなられた方の年金の加入・受給状況により異なります。 必要な手続きや書類については問合せ先にてご確認ください。 市役所の保険年金課窓口に故人の情報が分かるもの・来庁者の本人確認書類をご持参いただきましたら、年金事務所に必要な手続きなどを確認し、窓口でご案内いたします。</p>				
共済年金に加入・受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未支給年金請求、遺族年金請求など	各共済組合など
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	総務省 人事・恩給局恩給相談窓口 Tel.:03-5273-1400
企業年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	各企業年金基金等又は企業年金連合会 (企業年金コールセンター) Tel.:0570-02-2666
農業者年金に加入・受給していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡届 未支給年金請求など	JAとすきた支所、JAとすにし支所の各店舗 ※必要なもの ・亡くなられた方の年金証書 ・亡くなられた方の死亡日と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し ・請求者となる方の預貯金通帳
特定疾患医療受給者証・ 特定医療費(指定難病)受給者証・ 肝炎治療受給者証 を持っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	証の返納	鳥栖保健福祉事務所 Tel.:0942-83-2161
不動産の相続登記関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所有権移転登記	P19~P21参照
遺言書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	遺言書の検認・開封など	
在留カード、特別永住者証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	返納	出入国在留管理庁 Tel.:03-3580-4111(代表)
パスポートを持っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	佐賀県多文化共生さが推進課又は鳥栖市市民課
浄化槽を設置している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	鳥栖保健福祉事務所 Tel.:0942-83-2161
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除手続き	各金融機関等 ※金融機関・取引状況等によって必要書類は異なる。
生命保険など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社又は代理店 ※保険会社・契約内容等によって必要書類が異なる。
損害保険など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約など	加入していた損害保険会社又は代理店 ※保険会社・契約内容等によって必要書類が異なる。
株式など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	名義変更	証券会社等 ※証券会社等によって必要書類は異なる。
国債(戦没者甲慰金)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	記名変更償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解約	
固定電話・携帯電話・新聞・インターネット・ 電気・ガス料金など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社
普通自動車 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税 されます。名義変更・廃車などはお早めに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自動車税に関すること	佐賀県税事務所(佐賀市八丁畷町8-1) Tel.:0952-30-3162
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	名義変更などに関すること	佐賀運輸支局(佐賀市若楠2丁目7-8) Tel.:050-5540-2082
軽四輪及び二輪(125cc以上) ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税 されます。名義変更・廃車などはお早めに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	名義変更又は廃車	【軽四輪】軽自動車検査協会佐賀事務所 (佐賀市若楠2丁目10-8)Tel.:050-3816-1754 【二輪】佐賀運輸支局(佐賀市若楠2丁目7-8) Tel.:050-5540-2082
国税関係【相続税】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	相続税手続き 所得税・消費税申告手続き	鳥栖税務署 代表Tel.:0942-82-2185
<一みんテレビを見ていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	脱退の手続き	<一みんテレビ Tel.:0942-37-6411

相続する財産に不動産がある場合は「相続登記」が必要です

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請していただくことになります。

相続登記の申請の義務化について

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。不動産を取得した相続人は、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります(ただし、例えば、遺産分割協議に時間がかかっているなどの事情により相続登記の義務の履行期限が迫っている場合に、その義務を果たすための簡易的な手段として「相続人申告登記」という制度が設けられています。)

相続登記に必要な書類について

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなられた方)の		出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出すれば、戸除籍謄本は不要(P20参照)	被相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本	各相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で話し合いをする場合)		相続人の印鑑登録証明書	各相続人の住所地の市区町村役場
		遺産分割協議書	—
遺言書がある場合	公正証書遺言書	公正証書遺言書の正本または謄本	公証役場
	自筆証書遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証明書	家庭裁判所
		(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合	法務局

※事案によって必要な書類が異なります。

詳しくは、右の二次元コードか、『あなたと家族をつなぐ相続登記』で検索できます。



お問合せ先

佐賀地方法務局鳥栖出張所 TEL0942-82-2497



正直と誠実さがプライドです

天の川

“わが家でお葬式”



自宅葬

“お寺でお葬式”



寺院葬

ご葬儀後のサポートも天の川へおまかせください。

遺品整理・生前整理

出張見積
無料

【遺品整理】



- 遺品の仕分け・供養
- 貴重品の探索
- ハウスクリーニング
- リフォーム
- 各種手続きの代行
- 仏壇仏具のご供養

【生前整理】

元気なうちに身の回りの整理をしてモノを減らし、モノの行き先を決めておきます。



おたすけ不動産

空き家
管理も

相続不動産や空き家に関するご相談を承ります。名義変更などの必要な手続きや売却のサポートなども安心しておまかせください。



【免許証番号】
佐賀県知事(1)第2628号
【宅地建物取引士】天野二夫

☎0120-85-7851

24時間対応
年中無休

詳しくは
WEBへ



天の川 自宅葬 検索
<https://amanogawa.co.jp>

天の川
公式LINE



天の川
家事おたすけ
サポート

いろいろな家事に対応

必要な時間だけ

専任スタッフで安心



毎月2回以上の定期サポートで
1回(2時間)あたり **5,940円**

さらに! 初回(2時間)が
初回割引にて**4,730円**
(通常6,930円*初回割引は一世帯1回限り)

*別途、交通費や駐車料金などが発生する場合がございますのでご了承ください。

☎0942-85-7851

〈受付時間〉
平日9:00~17:00

詳しくは
WEBへ



天の川 家事おたすけ 検索
<https://kajiotasuke.com>

天の川
公式LINE



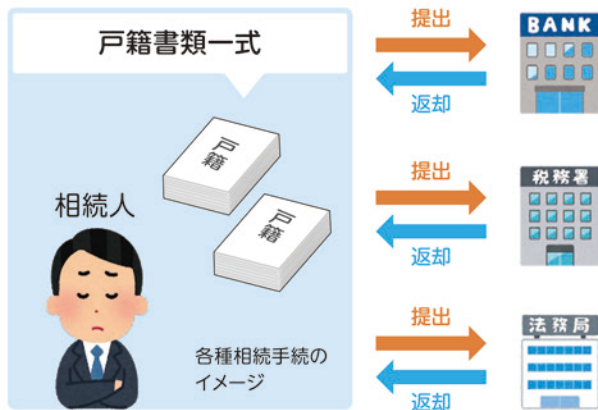
相続手続には「法定相続情報証明」が簡単で便利です。

法定相続情報証明とは、相続人が法務局(登記所)に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明するものです。

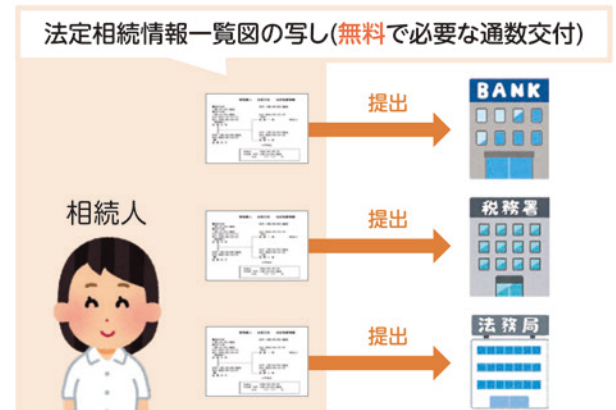
法定相続情報一覧図の写しは、無料で必要な通数の交付を受けることができるため、各種相続手続をするに当たって、従来のように、戸籍謄本等の束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きすることが可能です。

・預貯金の払戻し・相続税の申告・相続登記・各種名義変更・遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求 など

証明を利用しない場合



証明を利用した場合



詳しくは、右の二次元コードか、「法務局法定相続情報証明制度」で検索できます。



お問合せ先

佐賀地方法務局鳥栖出張所 TEL0942-82-2497

相続等によって取得した土地を手放したいときは？

相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局です)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が令和5年4月27日から開始されています。

制度が開始される前に土地を相続した方でも申請することができますが、売買等によって土地を取得した方は対象になりません。また、管理や処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる場合は対象外となります。

手続きには、申請時に審査手数料を納付いただくほか、国庫への帰属について承認を受けた場合には、負担金(10年分の土地管理費相当額)の納付が必要となります。

詳しくは、右の二次元コードか、「相続土地国庫帰属制度」で検索できます。



お問合せ先

佐賀地方法務局登記部門相続土地国庫帰属審査室 TEL0952-26-2453

九州鳥栖・芯鋭法律事務所



弁護士 小山一郎
佐賀県弁護士会所属(登録番号32135)

明日への一歩!!!



弁護士 竹下正実
佐賀県弁護士会所属(登録番号61095)

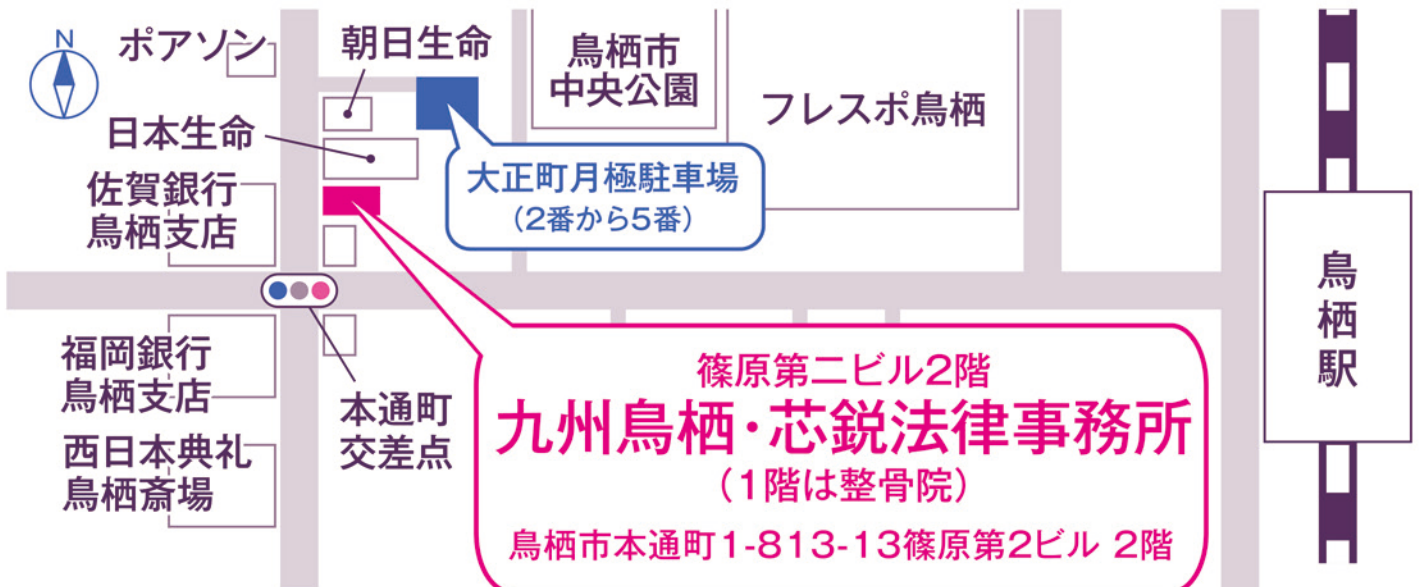
21年の実績

- 交通事故
- 労災
- 医療過誤
- 相続
- その他一般民事



▼ お問い合わせはこちらまで ▼

TEL 0942-50-8774



相続税について

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額(債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。)が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税される税金です。

遺産に係る基礎控除額 = 3,000万円 + (600万円×法定相続人の数)

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日(通常は亡くなられた日)の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。

相続の一般的なご相談を希望される場合(電話相談センター)

TEL0942-82-2185 ※自動音声に従って【1】を選択してください

具体的内容について面接相談を希望される場合(鳥栖税務署)

※事前予約制のため、下記の番号よりご予約ください

TEL0942-82-2185 ※自動音声に従って【2】を選択してください

※国税庁ホームページの「相続税の申告要否判定コーナー」では、相続税の申告の要否のおおよその判定を行うことができます

「相続税の申告要否判定コーナー」はこちら
「相続税の申告要否検討表」も印刷可能!!



遺品整理なら
安心・丁寧・実績の



年中無休
24時間受付中
見積無料!!

便利屋 **タスカール**

<http://tasuka-ru.com>



不用品の片づけ・お家の修理・庭のお手入れも

 **0120-53-1919**

〒841-0084 佐賀県鳥栖市山浦町2596-5

委任状

代理人（頼まれた人）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1 _____

2 _____

3 _____

4 _____

令和 年 月 日

委任者（本人）

住 所 _____

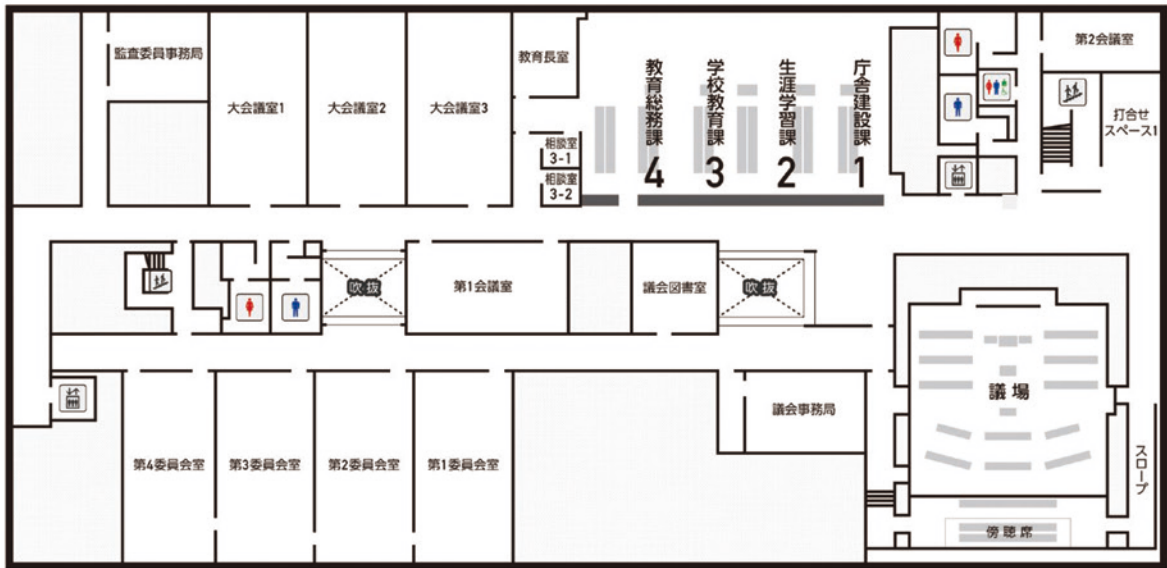
氏 名 _____ (印)

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

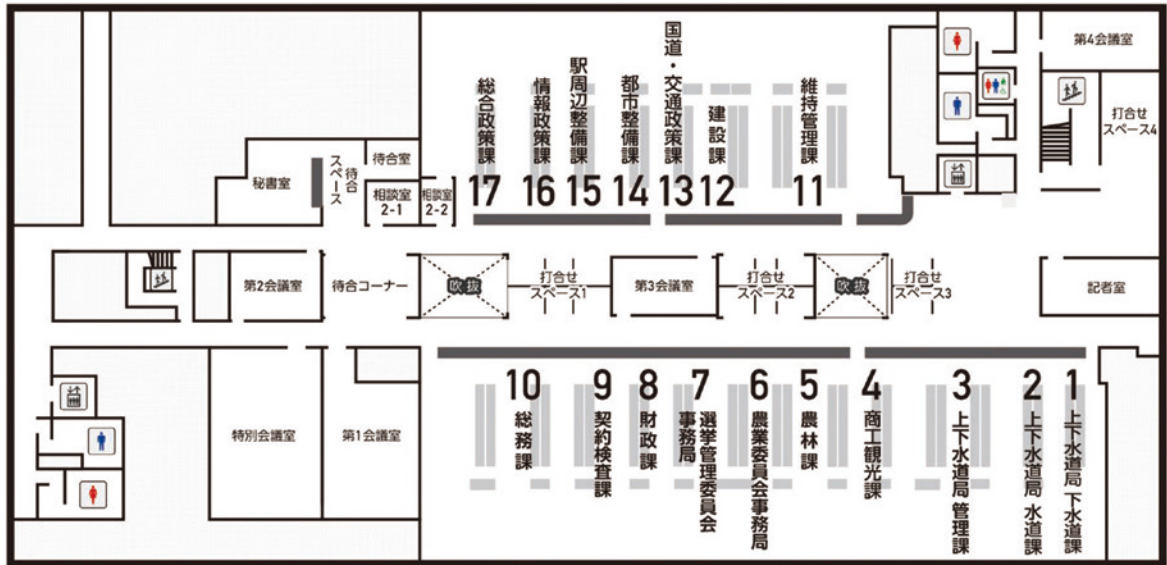
平日昼間に連絡がとれる電話番号 () —

フロアマップ

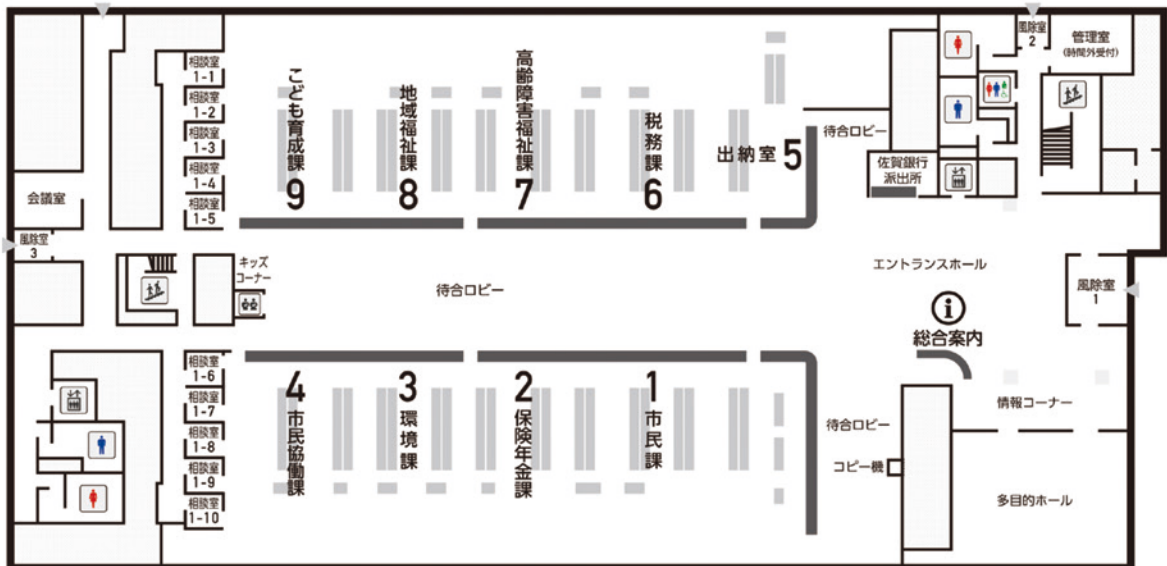
3階



2階



1階



HOUSEDO

空き家・空地のご相談は
全国展開のハウズドゥへ!

相続はしたが
相続登記
していない。

遠方なので、
管理が出来ず
悩んでいる。

苦情がくるので
解体したい、
どこに相談？

売りたい
けれど何から
始めたら良い？

相談
査定

無料

0942-50-5735

HOUSEDO ハウズドゥ 鳥栖店

〒841-0051 鳥栖市元町1246番地3 JR鹿児島本線 鳥栖駅 徒歩10分 鳥栖郵便局そば
免許番号・所属団体/佐賀県知事(1)第2561号 (公社)全日本不動産協会会員 (公社)不動産保証協会会員 (一社)九州不動産公正取引協議会加盟 運営:(株)育商会



1950年創業

地元に着

相続税申告 については 私たちにお任せください!

相続は一生のうちで何度も経験するものではありません。そのためどうすればいいのかわからないと不安になるのは当たり前です。弊社ではみなさまのお悩みを円満な解決へ導くサポートを行います。

相続税
申告

戸籍謄本
の収集

遺産分割
協議書の
作成

遺産の
名義変更
手続き

などの
ご相談



初回相談 **無料**

お客様とのコミュニケーションを大切に、みなさまに頼られる存在になれるよう努めてまいります。1人で悩まずにお気軽にご相談ください。



かん こう
看公税理士法人

〒830-0032 久留米市東町508-13

TEL. **0942-32-8212**
FAX. 0942-32-8533

九州北部税理士会所属

HPはこちらから▶

